

志村第六小学校 学校いじめ防止対策基本方針

令和8年度 板橋区立志村第六小学校

1 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級・どの児童にも起こりうるという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(3) いじめに対する基本姿勢

- ① 「いじめをしない・させない・ゆるさない」を基本方針として、第一にいじめの未然防止に努める。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 「いじめを行うことは人間として絶対に許されない」という強い信念の下、全教職員の人権感覚を高める。
- ④ いじめの早期発見のための様々な手段を講じ、早期解決のためにいじめられている児童の立場に立った心身の指導を行い、当該児童の安全を保障するとともに、毅然とした指導を行う。
- ⑤ 保護者・学校・地域社会・関係機関を含めた全ての関係者がそれぞれの役割を果たして連携を深め、一体となっていじめ問題に真剣に取り組む。

2 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長、副校長、生活指導主任（主幹）、教務主任（主幹）、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等（必要に応じて学年主任・学級担任）で構成するいじめ防止対策のための委員会を設置し、月1回の定期委員会の他、必要に応じて委員会を開催する。なお、いじめに関する話し合いのときは、当該学年主任、当該学級担任も参加することとする。

(2) 生活指導終礼及び生活指導全体会

週に一度の生活指導終礼や学期に一度の生活指導全体会を実施し、全教職員が配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) 学年・学級経営の在り方

常時、学習規律のある指導を行い、合意形成や意思決定の場面を設定するなど、児童が主体的に活動できる学級経営を行う。また、年度当初に、全教職員がいじめは絶対に許さないという姿勢であることを児童に示す。さらに、学習時やセーフティー教室等で、インターネット等の情報機器の扱い方にも触れ、インターネット上でもいじめは絶対に許されないことを継続して指導する。

3 具体的な取組

(1) いじめ未然防止のための取組

① 教員の指導力の向上と組織的対応

ア 学級経営の充実

- ・ふれあい月間のアンケートや WEBQU 等の各種調査を通して、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・配慮を要する児童が生き生きとした学校生活を送れるよう、積極的に働きかける。
- ・個に応じた分かりやすい授業を行い、児童一人ひとりが達成感や充実感をもてる授業実践に努める。
- ・学校経営方針の一つである「あいさつ・返事・よい姿勢」を徹底し、基礎的基本的な学力を身に付けさせる。

イ 道德教育の充実

- ・全ての教育活動において、道德教育を実践し、人権尊重の精神を養うとともに、生命尊重、友情、思いやりの心を育てる。
- ・道德授業を通して、児童の自己有用感を高めるとともに、規範意識を高め、善悪の判断ができるようにする。

ウ 校内相談体制の充実と組織的対応

- ・学級担任が児童指導や児童の把握にあたる際、「何かに迷ったら相談する」という合言葉を基にいつでも学年や生活指導部に相談できる職員体制を構築する。
- ・ふれあい月間のアンケートの実施後に、学級担任等が教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。
- ・学級担任や児童が必要に応じて、スクールカウンセラーと関わる時間を設け、教育相談の充実に努める。
- ・いじめ防止対策委員会を設置し、学校いじめ防止対策基本方針に沿って計画的に指導をし、組織的な対応を速やかに行う。また、いじめ防止対策委員会は定期的開催し、いじめの芽や兆候について情報交換をし、早期に対策を立てて対応する。なお、迅速でかつ早期に対応する事案の場合には、必要に応じて臨時いじめ防止対策委員会を開くこともある。
- ・いじめ防止対策委員会は、いじめの兆候がおさまった後も、3 か月経過するまで被害児童・加害児童の継続的な観察を続けるとともに、組織的に情報交換をし、いじめが再発していないかを把握する。

エ いじめ防止に関する校内研修の実施

- ・いじめ問題に対して、全教職員が共通理解の下、指導にあたることができるよう、年3回の校内研修を実施する。

オ 学校サポートチーム等との定期的な連絡会議の開催

- ・学校サポートチームや子ども家庭支援センターとのケース会議を必要に応じて行い、学校での取組や現状等を報告し連携を図る。

カ 学校評価によるいじめ防止基本方針についての検証と見直し

- ・学校評価でいじめ防止対策基本方針の内容を振り返り、社会背景等を考慮して見直しを行う。

キ 交流学习の実施

- ・校内における特別支援学級との交流や特別支援学級との直接交流の学習を通して、互いの人権を尊

重する態度や資質を育てる。

② いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組

ア 「いじめ防止に関する授業」の実施

- ・道徳の時間や特別活動において、年3回「いじめ防止に関する授業」及び年1回以上「アサーションに関する授業」を実施し、定期的に児童がいじめ防止について深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにする。

イ SNS等のインターネット利用時の約束や一人1台タブレットの適切な活用

- ・「パソコンを使うときのルール」に基づき、児童が学習や家庭においてインターネットを通じた利用の際は、適切に使用することを徹底するため、情報モラル教育を計画的に実施し、セーフティー教室や保護者会等で約束や管理の徹底について指導し協力を依頼する。

(2) いじめ早期発見の取組

① いじめの見える化を図る

ア 全教職員による校内巡回等を通じた児童の観察

- ・管理職をはじめ、全教職員やスクールカウンセラー、巡回指導員等が校内巡回等を行い、複合的な視点から児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげる。

イ スクールカウンセラーによる全員面接（第5学年対象）の実施

- ・いじめの認知件数が増加傾向の時期にあたる第5学年を対象に、1学期中にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。児童一人ひとりがスクールカウンセラーと出会う場や相談できる環境をつくる。

ウ 関係者機関との連携による学校非公式サイトの監視

- ・インターネット上でのいじめに関しては、学校非公式サイトの監視を定期的に行い、情報の提供を受けたら、児童の誹謗や中傷等の削除要請を迅速に手配する。また、警察や教育委員会からの協力依頼を要請し、迅速に対応する。

エ 効果的なふれあいアンケートの分析・活用

- ・年3回の取組で実態を把握し、児童一人ひとりの状況から迅速に対応する。その際、学年主任や生活指導部員（生活指導終礼）等の複数人での指導体制で対応するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の連携を図り、当該児童の心理的負担に配慮する。

オ 「学校いじめ相談」の実施

- ・児童が学校にいじめの相談をしやすくするため、「ひまわりポスト」と称したポストを設置し周知をする。また、都主催の「学校いじめ相談メール」や「いじめ相談ホットライン」を周知し、早期発見につなげる。

② いじめ防止対策委員会によるいじめの確実な発見

ア 児童の行動や担任による聞き取りの記録

- ・教職員が児童の言動や変化を見過ごすことがないようにするとともに、教職員が一人で抱え込むことがないよう、教職員は日常から児童の変化に係る情報を記録し、学年会や生活指導終礼等で組織的に情報共有できるようにする。

イ ファイリングの徹底

- ・児童の変化を記録した情報について、全ての教職員が円滑に情報共有することができよう、一律の記録枠を作成し保管する。新1年生や転入生については、出身の幼保施設、前籍校での情報を把握し、必要に応じて記録ファイルを作成する。転出者についても、いじめの加害や被害の状況があった場合、その情報を転出先の学校に管理職を通して引き継ぐ。さらに、小学校でのいじめの状況が

中学校で継続することもあるため、中学校入学前に小中学校間の引き継ぎ連絡会等で情報共有を組織的に行う。

ウ ファイリングされた文書やふれあいアンケートから把握した情報の共有

- ・生活指導終礼等で作成されファイリングされた文書は職員室内の施錠された共有棚に保管し、閲覧できるようにする。また、ふれあいアンケートを用いた児童の状況を集約し、「いじめ防止対策委員会」で結果の共有を図る。

③ 保護者・地域・関係機関との連携

ア 学校便りや学年便り、保護者会等での積極的な活用

- ・保護者や地域が関わる学校便りや学年便り、保護者会等で、いじめ防止対策基本方針について説明し、いじめ防止に対する学校の姿勢について理解してもらうとともに、いじめに関係する情報の早期提供を依頼する。

イ 保護者相談（個人面談等）の実施

- ・教員や学級担任による個別の保護者面談は、年間を通じて常時、設ける。特に年2回、個人面談を実施し、保護者がいつでも相談しやすい環境をつくる。

ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介

- ・年度当初にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校便り等で紹介し、教職員以外に相談できる相手がいることを保護者や地域に知らせる。

（3）いじめの早期対応・早期解決のための取組

① いじめ防止対策委員会を核とした対応

ア 把握した情報に基づく対応方針の策定

- ・ふれあいアンケートから児童への聞き取り等を通じて把握した情報に基づき、適切ないじめの解決のための対応方針を策定し、学校全体で対応方針を共有して組織的に取り組む。

イ いじめ防止対策委員会を核とした役割分担の明確化

- ・いじめを把握した場合には、いじめ防止対策委員会を核として緊急に会議を開催し、情報共有を図る。また、被害児童への支援や被害の保護者への説明を確実に行うとともに、加害児童への指導や加害児童の保護者への説明も組織的に行う。なお、当該児童に関わる教職員が一人で指導や説明を行うことのないよう役割分担を明確にし、迅速に対応できるようにする。

② 被害の児童、加害の児童、周囲の児童への取組

ア 被害の児童の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

- ・被害の児童の安全確保のため、休み時間等で複数の教員による言葉掛けや、終礼等を利用した被害の児童の情報共有を行う。

イ 加害の児童に対する組織的・継続的な観察や指導等

- ・加害の児童を特定した上で、いじめをやめさせ、再発防止を図る。これには、いじめ防止対策委員会が中心となって組織的・継続的に加害の児童を観察し、指導の徹底を図る。また、必要に応じて、加害の児童の保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の児童に心のケアを実施する。

ウ いじめを伝えた児童の安全確保

- ・勇気をもって教職員に伝えた児童を守り通すことを教職員は共通理解した上で、児童の見守りや言葉掛け等を通じて、児童の安全を確保する。その際、いじめを伝えた保護者と緊密に連携を図り、その都度、状況を伝え続ける。

③ 区教育委員会・関係機関との連携

ア 区教育委員会へのいじめの報告と区教育委員会による指導・助言・支援

- ・早期に区教育委員会へのいじめの報告を行い、情報を共有する。また、区教育委員会からいじめの問題解決に向けての指導・助言・支援を仰ぐ。

イ 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所との連携や協力

- ・暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待等が疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。また、その対応策について組織的に実行する。

④ 保護者・地域との連携

ア 臨時保護者会の開催

- ・早期解決の一環として、臨時保護者会を速やかに開催し、保護者に対して正しい情報を提供する。また、保護者との連携・協力を構築し、家庭でもいじめ防止について話し合ってもらい、いじめ問題の早期解決につなげる。

イ 地域人材を活用した児童の見守り等の実施

- ・地域の大人による協力体制を積極的に活用し、被害の児童だけでなく、周囲の児童も多くの地域の人から見守られていることを実感させる。

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態が生じた場合は、「いじめ防止対策推進法」及び板橋区いじめ防止基本方針に基づき、教育委員会と連携して迅速かつ適切に対応する。(参考:「重大事態対応フロー図」)
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童や保護者に対して適切に情報を提供する。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 「学校いじめ防止対策委員会（いじめ防止対策推進法第22条）」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、情報の共有
- いじめの事実確認を行い、結果を区教育委員会に報告

重大事態の発生

- 区教育委員会に重大事態の発生を報告
 - ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を気した場合等）
 - イ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日が目安。一定期間、連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手）
- 区教育委員会を通じて、同区長への事態を報告

学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

板橋区教育委員会の指導・助言・支援の下、以下のような対応にあたる。

1 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験の有志、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めることが求められる。また、第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

2 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施及び各関係機関との連携

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。また、たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。なお、これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施すること。
- ・児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携や、PTA役員等にいじめの情報を提供し、幅広い視野で児童を見守る必要性も考えられる。

3 いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。なお、情報は適切な方法で経過報告することが望ましいと考えられる。その際、関係者の個人情報に十分、配慮する。重大事案についてアンケート等を実施する場合は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

4 調査結果を学校の設置者に報告（設置者から同区長等に報告）

- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の初見をまとめた文書提供を受け、調査結果に添える。

5 調査結果をふまえた必要な措置

- ・再発防止策の策定
- ・児童への継続支援
- ・学校全体への再発防止指導

5 取組に関する点検と改善の方策

- (1) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ防止対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。
- (2) 学校いじめ防止対策委員会の主導により、学校いじめ防止対策基本方針の内容の見直しを PDCA サイクルで行い、学校評価を受けて実効性のある取組となるよう学校いじめ防止対策基本方針を改善していく。
- (3) 本基本方針は、上記の対策に沿って見直しを行い、児童が安心して学ぶことのできる学校づくりを推進する。